

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月30日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第57号

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成25年四日市市規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後		
(添付図書等)		
第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。		
区分	必要と認める 図書の種類	不要と認める 図書の種類
(略)		
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	(略)	
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	(略)	
(略)		

代理者によって低炭素建築物新築等計画の認定等の申請を行う場合	(略)	
<u>建築をしようとする建築物が、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受ける必要がある場合（ただし、法第60条の規定による申請をする場合を除く。）</u>	<u>建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けたことを証する書面の写し</u>	
2 (略)		

改正前		
(添付図書等)		
第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書及び同条第3項に規定する市長が不要と認める図書は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる図書のほか、市長が認定基準に適合することの確認に必要又は不要と認める図書とする。		
区分	必要と認める図書の種類	不要と認める図書の種類
(略)		
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る住宅が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けた場合（法第54条第1項第1号に基づく基準に適合した等級の評価を受けたものに限る。）	(略)	
<u>低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。この表において「誘導すべき基準」という。）</u>	<u>誘導すべき基準Iの第2の1-2の(2)に定める国土交通大臣の認定を受けたこ</u>	<u>誘導すべき基準Iの第2の1-3に定める基準に適合していることを証する書類</u>

Iの第2の1-2の(2)に定める国土交通大臣の認定を受けた場合	とを証する書類	
低炭素建築物新築等計画の認定等の申請に係る建築物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第44条第3項に規定する登録住宅型式性能認定等機関による住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合	(略)	
(略)		
代理者によって低炭素建築物新築等計画の認定等の申請を行う場合	(略)	
2 (略)		

第4号様式を次のように改める。

軽微な変更届

年 月 日

四日市市長

届出者（認定建築主）

住所

氏名

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更をいたしましたので、四日市市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づき届け出ます。

認定番号及び 認定年月日	第 号 年 月 日	
建築物の位置	四日市市	
工事の着手予定時期又は完了予定時期の変更 (6月以内)	旧	
	新	
建築物の名義変更	旧	
	新	
その他の変更	旧	
	新	
変更の理由		

※受付欄

(注意)

- 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 計画の軽微な変更により図面等に訂正がある場合は、変更箇所がわかる図面等を添付してください。
- ※欄は記入しないでください。

※受付欄

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第9条関係）

認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書

年 月 日

認定建築主 様

(級)建築士()登録第 号 氏名

確認者 (級)建築士事務所()知事登録第 号

建築士事務所名

(※) (工事施工者の商号又は名称
建設業許可(大臣・知事)(特・般一)第 号
主任(監理)技術者氏名)

次のとおり、認定低炭素建築物新築等計画に従って低炭素化のための建築物の新築等の工事が行われた旨を確認しました。

1 認定建築主

2 認定低炭素建築物新築等計画の認定番号 第 号

	確認を行った 部位、材料の 種類等	照合内容	照合を行った 設計図書	照合結果 (不適の場合には、認定建築主 に対して行った 報告内容)
躯体の外皮性能				
空気調和設備 (住宅にあって は暖冷房設備)				
機械換気設備				
照明設備				
給湯設備				
昇降機				
エネルギー利用 効率化設備				
その他の措置				

(※) 欄は、建築士による計画に従って建築工事が行われた旨の確認により難しく、工事施工者が確認した場合に、記載してください。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

(都市整備部建築指導課)